

## 深谷市市民活動団体登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）の団体登録について必要な事項を定めるものとする。

### (登録の申請)

第2条 登録を希望する団体は、市民活動団体登録シート（様式第1号）、会員名簿及び定款又は会則を市長に提出しなければならない。

### (登録の要件)

第3条 市民活動の健全な発展と、市民生活の向上を図るため、登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益的な活動を行うこと。
- (2) 原則5人以上の構成員を有すること。
- (3) 市内を活動拠点としていること。
- (4) 会則等を有すること。
- (5) 法令、条例等及び、公序良俗に違反する行為をしていないこと。
- (6) 営利活動及び、宗教・政治に関する活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 反社会的な団体等の統制下でないこと。

### (登録団体の義務)

第4条 前条の登録団体は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) センターの行事等に積極的参加・協力する意思を有すること。
- (2) センターの管理・運営上諸規則を遵守すること。
- (3) 年度終了後、活動報告書を提出すること。

### (登録及び公開)

第5条 市長は、第2条の申請に対し第3条に規定する登録の要件に適合すると認めるときは、団体として登録し、その登録内容について公開するものとする。

2 市長は、登録団体へ市民活動サポートセンター登録団体カード（以下「カード」という。）を発行するものとする。

### (登録不可の通知)

第6条 市長は、第2条の申請が登録要件に適合しなかった場合は、市民活動団体登録不

可通知書（様式第2号）により当該団体へ通知するものとする。

（登録の期間）

第7条 登録の期間は、登録の申請を受け付けた日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録の内容に変更がないときは、登録期間を延長することができるものとする。

（登録の変更）

第8条 登録団体は、前条に規定する期間中に団体情報の内容に変更があったときは、変更内容を記載した市民活動団体登録シート（様式第1号）を改めて市長に提出するものとする。

（登録の抹消）

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を抹消することができる。

- （1） 第3条に掲げる登録の要件を欠くことがあったとき。
- （2） 登録の内容に虚偽記載があったとき。
- （3） 団体としての信用を失う行為があったとき。
- （4） 登録団体から抹消の申出があったとき。
- （5） 団体が解散したとき。
- （6） 第4条に定める登録団体の義務を履行しないとき。

2 登録を抹消された団体は、速やかにカードを市長へ返却しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録及び公開に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 28年4月1日から施行する。

この要綱は平成 28年8月1日から施行する。

この要綱は平成 29年9月20日から施行する。